③　財務省関係事業者は、①及び②の規定（法第29条第１項から第３項まで）に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の求めの受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮し、例えば、本人確認のために財務省関係事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

⑺　手数料【法第30条関係】

財務省関係事業者は、保有個人データに関する利用目的の通知（⑴②の規定（法第24条第２項）参照）又は開示（⑵①の規定（法第25条第１項）参照）を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。その手数料の額を定める際には、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。また、手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない（⑴①ウの規定参照）。

９．苦情処理に関する義務【法第31条関係】

財務省関係事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。もっとも、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

なお、担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先については、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない（８⑴①ヒの規定参照）。

10．法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応

財務省関係事業者は、その取り扱う個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）について、法違反又はそのおそれが発覚した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事案に即して次に掲げる措置を適切に実施するものとする。

⑴　事実関係を調査し、その原因の究明にあたること。

⑵　事実関係に基づき、影響が及ぶ範囲を特定すること。

⑶　事案発生の原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施すること。

⑷　影響を受ける可能性のある本人へ速やかに連絡すること、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと。

⑸　事実関係及び再発防止策等を速やかに公表すること。

⑹　紛失した個人情報の捜索及び回収、破壊又は改ざんされた個人情報の修復等を行うことにより、当該個人情報を原状回復すること。

⑺　犯罪性がある場合は、警察への被害届の提出及び告訴

⑻　財務省関係事業者は、法違反又はそのおそれが発覚した場合には、⑴から⑺に掲げる事項について、速やかに、財務大臣又は権限委任を受けた地方支分部局等の長に報告するものとする。この場合、必要に応じて業界団体等を経由して連絡することを妨げない。また、認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該認定個人情報保護団体に報告するものとする。

11．個人情報の保護に関する規程等の策定及び公表

①　財務省関係事業者は、個人情報の保護に関する法令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、個人情報の保護に関する規程を策定し、これを遵守するものとする。

②　財務省関係事業者は、その事業活動に対する社会の信頼を確保するため、個人情報の保護に関する考え方又は方針に関する宣言（以下この条において「個人情報保護方針等」という。）を策定し、公表するものとする。

③　個人情報保護方針等には、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

ア　利用の目的に関すること。

「事業者がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、事業者が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組んだりするなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにする」等を規定するよう努めるものとする。

イ　適正な取得に関すること。

「個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記する」等を規定するよう努めるものとする。

ウ　安全管理措置（委託先の監督を含む。）に関すること。

「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」等を規定するよう努めるものとする。

エ　第三者提供の制限に関すること。

オ　保有個人データの開示、訂正及び利用停止等に関すること。

「保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じる」等を規定し、本人からの開示、訂正及び利用停止等の求めに一層対応していくよう努めるものとする。

カ　苦情の処理に関すること。

④　財務省関係事業者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、常に個人情報の取得等及び管理の状況等を把握し、個人情報の保護に関する規程及び個人情報保護方針等の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

12．ガイドラインの見直しについて

このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化その他環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附　則

⑴　この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。

⑵　財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十二年三月財務省告示第九十一号）は廃止する。

○財務省・農林水産省告示第十一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

第一　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日財務省・農林水産省告示第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第一条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（」に、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改める。